

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和6年（2024年）5月16日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

（1）業務名

こどもホスピス等支援事業実施委託業務

（2）業務の目的及び内容

こどもホスピスを含むNPO法人等の民間団体が創意工夫して行う障がい児等の支援事業に関するシンポジウムやPRイベントを開催し、それぞれの関係団体の活動を広報啓発することで、新たに障がい児支援の取組を行おうとする機運を高めるとともに、道民や企業から団体への支援に繋げるなど、障がい児等が、安全で安心して家族との日常やこどもの希望に添った体験活動を得ることにより、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できるための居場所づくりの促進を図る。

なお、詳細は「こどもホスピス等支援事業委託業務企画提案指示書」による。

（3）契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

（1）複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

（2）コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本部（本社）、支部（支社）又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）その他法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するもの（コンソーシアムの場合、構成員の一つが少なくとも道内に事業所を有していること）。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）北海道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本店が所在する都府県の事業税（北海道税の納付義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

ケ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

コ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限 令和6年(2024年)5月29日(水) 午後5時までとする。(必着)

イ 提出場所 北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課保育人材係
郵便番号 060-8588

所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便)による。持参の場合の受付時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前8時45分から午後5時までとする。

エ 提出部数 1部

(2) 参加表明書を提出した者に対しては、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、審査結果を通知する。

4 企画提案書の交付に関する事項

(1) 交付期間及び交付場所

ア 交付期間 令和6年(2024年)5月16日(水)から令和6年(2024年)6月5日(水)まで

イ 交付場所 3(1)イにおいて直接交付又はホームページからのダウンロードによる。

ホームページのURL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/188322.html>

直接交付の場合の受付時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前8時45分から午後5時までとする。

5 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

(1) 提出部数 10部(社名は1部のみ記載し、残り9部には社名を記載しないこと。)

(2) 提出場所 3(1)イに同じ。

(3) 提出期限 令和6年(2024年)6月5日(水) 午後5時までとする。(必着)

(4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便)による。持参の場合の受付時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前8時45分から午後5時までとする。

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、参加表明を行った事業者から提出された企画提案を審査会で判断する企画競争を実施し、最良の提案をした者(以下、特定者という。)を選定する。

【評価項目】

ア 業務遂行能力

イ シンポジウム内容及び周知方法

ウ PRイベント内容及び周知方法

エ アンケート調査の内容

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

- 9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する部局（提出及び問い合わせ先）
北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課障がい児支援係
郵便番号 060-8588
所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号（代表）011-231-4111 内線 25-772（直通）011-206-8269
FAX番号 011-232-4240

10 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 詳細は企画提案指示書による。
- (3) 企画提案が多数の場合、予備審査を行う場合がある